

店頭外国為替証拠金取引説明書(DMM FX) (下線部が変更箇所)

新	旧
<p>P2 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引) お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局 Newedge Group (UK) 銀行業：英国金融サービス機構 株式会社FXCMジャパン 金融商品取引業：日本国金融庁 OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁 G. K. Goh Financial Services (S) Pte Ltd 証券業：シンガポール通貨庁 ODL JAPAN株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁</p>	<p>P2 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引) お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局 Newedge Group (UK) 銀行業：英国金融サービス機構 株式会社FXCMジャパン 金融商品取引業：日本国金融庁 OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁 G. K. Goh Financial Services (S) Pte Ltd 証券業：シンガポール通貨庁</p>
<p>P6 口座開設について (個人のお客様の場合)</p> <p><u>○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。</u></p> <p><u>・現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。</u></p> <p><u>・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。</u></p> <p><u>・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又</u></p>	<p>P6 口座開設について (個人のお客様の場合)</p> <p><u>○マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと。又、不法な反社会的勢力の一員等でないこと。</u></p> <p>※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。</p>

は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。
※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

(法人のお客様の場合)

○反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
・現在、且つ将来にわたっても、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
・本号に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により

(法人のお客様の場合)

○マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために店頭外国為替証拠金取引を行わないこと、又は反社会的勢力の団体等でないこと。
※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

<取引担当者基準>

・反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。

現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。

自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により 口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とする

(新設)

こと。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

P11 お取引について 12. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は21ページの店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語をご覧ください。

P24 【苦情受付窓口】

【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】

【苦情受付窓口】

コンプライアンス部

電話：03-3661-0335 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00）

ファックス：03-3661-0256

E-mail：compliance@sec.dmm.com

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-6-7

当社が加入する協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

P10 お取引について 12. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は20ページの店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語をご覧ください。

P24 【苦情受付窓口】

【苦情受付窓口】

コンプライアンス部

電話：03-3661-0335

E-mail：compliance@sec.dmm.com

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-6-7

平成21年7月1日 制定
平成21年9月1日 改訂
平成21年9月14日 改訂
平成21年9月29日 改訂
平成21年10月29日 改訂
平成21年11月27日 改訂
平成21年12月7日 改訂
平成21年12月18日 改訂
平成21年12月30日 改訂
平成22年1月25日 改訂
平成22年4月1日 改訂
平成22年5月22日 改訂
平成22年7月17日改訂
平成22年11月27日改訂
平成22年12月25日改訂

平成21年7月1日 制定
平成21年9月1日 改訂
平成21年9月14日 改訂
平成21年9月29日 改訂
平成21年10月29日 改訂
平成21年11月27日 改訂
平成21年12月7日 改訂
平成21年12月18日 改訂
平成21年12月30日 改訂
平成22年1月25日 改訂
平成22年4月1日 改訂
平成22年5月22日 改訂
平成22年7月17日改訂
平成22年11月27日改訂